

会計制度形成の現代的特徴と展開方向

——改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて——

藤 井 秀 樹

I はじめに

——現状認識と問題意識——

FASB/IASBは2004年10月に、「改善された共通の概念フレームワーク」(improved, common conceptual framework)の開発を目的とした共同プロジェクトをアジェンダに加えた(FASB [2009])。その後両審議会は当該共同プロジェクトのフェーズA「目的と質的特性」に関連したデュープロセス・ドキュメントとして、2006年7月に予備的見解(FASB/IASB [2006])を、そして2008年5月に公開草案(FASB/IASB [2008])を、それぞれ公表した。以下では必要に応じて、これら2つのドキュメントを、改訂概念フレームワーク草案(あるいはたんに改訂草案)と総称することにする。

改めて指摘するまでもなく、改訂草案で提示されているのは主として、財務報告の目的と財務報告情報の質的特性に関する改訂案である。このうち本稿では、後者の財務報告情報の質的特性に関する一連の改訂案に着目したいと思う。その主たる理由は、以下の通りである。

第1に、質的特性の改訂作業においてFASB/IASBは、回答者(改訂草案に対するコメントレーターの発出者)の圧倒的多数の反対を押し切る形で、改訂草案の正式文書化を図ってきたことである。後述するように、改訂草案で示された主たる改訂内容は、既存の概念フレームワーク(FASB [1980]; IASC [1989])において「基本的な質的特性」(fundamental qualitative characteristics, 以下FASB/IASB

[2008]等の用語法に倣い、「基本的特性」と略称する場合もある)の1つとして位置づけられている「信頼性」(reliability)を、「忠実な表現」(faithful representation)¹⁾に差し替えるというものである。かかる改訂を提案した予備的見解に対して、回答者の約96%が反対・批判意見を表明したにもかかわらず(後述参照)、FASB/IASBは当該改訂案を撤回しなかったばかりか、公開草案では、当初の提案趣旨をむしろ一層徹底させた(その限りで概念の規範性をより一層強めた)再改訂案を提示したのである。制度形成のこうした指向性と展開は、かつてZeff [1995] (p. 54)が指摘した「記述的」(descriptive)なものから「規範的」(normative)なものへの近年のGAAPのさらなる変質の一局面を物語る1つの顕著な事例をなすものであり、会計制度形成の現代的特徴と展開方向を明らかにするうえで、格好の検討素材を提供するものとなっているのである。

第2に、質的特性に関する以上にみるような

1) “faithful representation”を「表現の忠実性」と訳すことも可能であろう。事実、当該用語をそのように訳している先行研究もある(たとえば桜井 [2009] 21頁; 斎藤 [2009] 119頁)。しかし本稿では、既存の概念フレームワーク(とりわけFASB概念書第2号 par. 63)で提示された「表現の忠実性」(representational faithfulness)との異同関係に焦点を当てた“faithful representation”の概念的検討を行うことを1つの主要な課題とすることから、両者を区別する必要がある、当該用語を「忠実な表現」と直訳することにした。

改訂案は、資産負債アプローチを概念フレームワークの基礎(概念的根源性を指示する会計観)として採用したことのありうべき1つの論理的帰結を示すものとなっていることである。次節以下でみるように、改訂草案において提示された忠実な表現の概念構成それ自体は基本的にナイーブなものであり、「この概念の検討は、さしあたり理論的な研究の課題〔になる〕とは思えない」(斎藤[2009] 105頁)ともいわれている²⁾。しかし、当該概念の含意を、資産負債アプローチの趣旨に照らして(再)検討するならば、近年のGAAPの変質の意味と今後の展開方向をより深く理解するための新たな視点と手掛かりを得ることができるかもしれない。

以下本稿では、以上のような現状認識と問題意識にもとづき、改訂草案で提示された忠実な表現の概念的検討を通じて、会計制度形成の現代の特徴と展開方向を筆者なりに明らかにしていくことにしたいと思う。

Ⅱ 改訂概念フレームワーク草案で示された質的特性に関する改訂案

この節では、改訂草案で示された質的特性に関する改訂案の概要を、各文献の記述に即して整理・検討していくことにしたいと思う。そのさい、論点の過度の拡散を避けるために、忠実な表現の意義と位置づけに的を絞りながら、その作業を進めていくことにする。

2) それ自体としては理論的検討に値しないようなこうしたナイーブな概念が、FASB/IASBの概念フレームワーク共同プロジェクトという正規の国際的取組みにおいて公式的に議論されているという事実は、むしろ今日の会計制度形成の特徴と問題性を示しているといえるであろう。

1 予備的見解(FASB/IASB [2006])で示された改訂案の概要

(1) 4つの質的特性

予備的見解は、第1章「財務報告の目的」において、一般目的外部財務報告の目的を、「現在および将来の投資者、与信者および他の人々が、投資、与信および類似した資源配分に関する意思決定を行うのに有用な情報を提供すること」(FASB/IASB [2006] par. OB2)と規定している。この目的規定を受けて、予備的見解は、第2章「意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」において、「より有用な情報とそれほど有用でない情報を区別する」(FASB/IASB [2006] par. QC1)ための規準として、目的適合性、忠実な表現、比較可能性、理解可能性という4つの質的特性を提示している(FASB/IASB [2006] par. QC7)。すなわち、予備的見解においては、かかる提案を通じて、「両審議会の現行フレームワークに見られる信頼性の質的特性を、忠実な表現という質的特性に差し替える」(FASB/IASB [2006] par. S8. 傍点は原文イタリック。以下同じ)ことが、企図されているのである。なお、上記の4つの質的特性は、2つの一般的制約条件すなわち重要性和コスト・ベネフィットの影響を受けるとされる(FASB/IASB [2006] par. QC7)。

4つの質的特性のうち、本稿の検討との関連でとくに重要な意味を持つのは、目的適合性と忠実な表現である。これら2つの質的特性について、予備的見解は以下のような議論を展開している。

「目的適合的な情報は、情報利用者が、過去、現在および将来の取引またはその他の事象の将来キャッシュ・フローに対する潜在的影響を評価し(予測価値)、あるいは彼らの事前の評価を確認または修正する(確認価値)のを支援することによって、彼らの意思決定に影響を及ぼすことができる。適時性—すなわち意思決定に影響を及ぼす能力が喪失する前に情報を利用可能

にすること—は、目的適合性のもう1つの側面である」(FASB/IASB [2006] par. QC8)。

「投資、与信および類似した資源配分に関する意思決定において有用であるためには、情報は、それが表現しようとする現実世界の経済的現象 (real-world economic phenomena) の忠実な表現でなくてはならない。財務報告で表現される現象は、経済的な資源および義務、ならびにそれらの増減をもたらす取引、その他の事象および環境である。これらの経済的現象の忠実な表現となるためには、情報は、検証可能で、中立的で、完全でなくてはならない」(FASB/IASB [2006] par. QC16)。

(2) 質的特性の論理的序列

予備的見解においてはさらに、4つの質的特性の「論理的序列」(logical order)について一定の議論がなされている。その要旨は、以下の通りである。

「目的適合性によってどの経済的現象を財務報告において描写すべきかを識別することになるので、目的適合性は他の質的特性に先立って考慮されなくてはならない」(FASB/IASB [2006] par. QC43)。「目的適合性を欠く項目について、忠実な表現、比較可能性または理解可能性を考慮するのは、意味のないことである」(FASB/IASB [2008] par. BC2. 62)。

「目的適合性が適用され、どの経済的現象が意思決定に適合的であるかが決定されたならば、それらの現象をどのように描写すれば当該現象とその表現の最善の対応が得られるかを判定するために、忠実な表現が適用される。

「……」忠実な表現の特性を適用することによって、言葉と数字による提案された描写が、描写されるべき経済的現象に忠実であるか(あるいは忠実でないか)が判断される」(FASB/IASB [2006] par. QC44)³⁾。

比較可能性と理解可能性は、「目的適合的で表現忠実な財務報告情報の意思決定有用性を

補強する」(FASB/IASB [2006] par. QC46. 太字は原文ゴシック。以下同じ)特性である。ただし、「比較可能性が理解可能性を〔事前に〕高めるので、比較可能性が論理的には理解可能性に先行する」(FASB/IASB [2006] par. BC2. 65)。

予備的見解は、質的特性の論理的序列を示すチャートを作成することは「時期尚早」であるとし(FASB/IASB [2006] par. BC2. 61)、当該序列については記述的な説明を示すにとどまっている⁴⁾。しかし他方で、予備的見解は、FASB概念書第2号(par. 32)で示されたようなチャートが「コミュニケーション手段」としての意義を有していることは認めている(FASB/IASB [2006] par. BC2. 61)。本稿との関連でいえば、そうしたチャートはとりわけ、以上にみてきた記述的な説明の全体像を鳥瞰的に把握することに寄与すると思われる。そのような観点から、質的特性の論理的序列を筆者なりの理解にもとづいてあえて図示すれば、図1のようになる。

3) 予備的見解は、忠実な表現のこうした位置づけについて、以下のような注釈を付している。「忠実な表現を考慮することが目的適合性の後であるということは、忠実な表現が目的適合性の副次的な特性であるということを意味するものではない。そうではなく、利用者の意思決定に適合的でない現象—すなわち当該現象に関する情報は目的適合的でない—をどのように忠実に表現するかを考えることは論理的でないであろうから、目的適合性を最初に考慮するのである」(FASB/IASB [2006] par. QC 44)。

4) 予備的見解が、このような判断をしているのは、後続のフェーズにおいて認識、測定、表示(表示方法)、開示等の、質的特性の論理的序列に影響を及ぼす可能性のあるテーマが審議されることが予定されているからである(FASB/IASB [2006] par. BC 2. 61)。

が、完全で、中立的で、重大な誤謬を含まないときに、忠実な表現は達成される」(FASB/IASB [2008] par. QC7)。

「補強的な質的特性 (enhancing qualitative characteristics) は、基本的な質的特性を補完するものである。補強的な質的特性によって、より有用な情報とそれほど有用でない情報が峻別される。補強的な質的特性は、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性からなる。これらの特性は、目的適合的で忠実に表現された財務報告情報の意思決定有用性を補強する」(FASB/IASB [2008] par. QC15)。なお以下では、FASB/IASB [2008] 等の用語法に倣い、「補強的な質的特性」を「補強的特性」と略称する場合もある。

(2) 質的特性の相互関係

公開草案においてはさらに、質的特性の「相互関係」(relationships) について一定の議論がなされている⁷⁾。その要旨は、以下の通りである。

「目的適合性の質的特性を適用することによって、経済的現象に関する意思決定有用な情報を提供するにはどの経済的現象を財務報告において描写するべきかが識別される。目的適合

性は[……]したがって、他の質的特性に先立って考慮されることになる」(FASB/IASB [2008] par. QC12)。「目的適合性を欠く項目について、忠実な表現、比較可能性、検証可能性、適時性または理解可能性を考慮するのは、意味のないことであろう」(FASB/IASB [2008] par. BC2.56)。

「目的適合性が適用され、どの経済的現象がなされるべき意思決定と関連しているかが識別されたならば、当該現象のどのような描写が、関連する当該現象に最もよく対応しているかを判定するために、忠実な表現が適用される。忠実な表現の特性を適用することによって、言葉と数字による提案された描写が、描写しようとする経済的現象に忠実なものであるか(忠実なものでないか)が判断される」(FASB/IASB [2008] par. QC13)。

「補強的な質的特性は財務情報の有用性を改善するものであり、[その作用は]可能な限り最大化されなくてはならない。しかし、情報が目的適合的でないか、忠実に表現されていない場合には、単独であるか組み合わせであるかを問わず、補強的な質的特性によって当該情報を意思決定に有用なものにすることはできない」(FASB/IASB [2008] par. QC25)。「補強的な質的特性の適用は、所定の序列に従わない反復的なプロセスをなす。他の質的特性を最大化するために、1つまたはそれ以上の補強的な質的特性を、様々な程度において犠牲にすることがあるかもしれない」(FASB/IASB [2008] par. QC26)。

予備の見解と同様、公開草案は、質的特性の相互関係を示す図表を作成することは「時期尚早」として(FASB/IASB [2008] par. BC2.53)、当該関係については記述的な説明を示すにとどまっている。しかし、図1の場合と同様の趣旨により、公開草案で示された質的特性の相互関係を筆者なりの理解にもとづいてあえて図示すれば、図2のようになる。

7) 予備の見解とは異なり、公開草案においては、「論理的序列」という表現は用いられていない。しかし、公開草案が質的特性の相互関係を、トレードオフ関係としてではなく、「論理的序列」関係として捉えていることは、以下の記述からも明らかであろう。「両審議会はまた、目的適合性が第一に考慮されるべき特性であると結論づけた。もし現実世界のある経済的現象に関する情報が投資者や与信者の意思決定に関連していないのであれば、他のどの質的特性も意味を持ちえない。[……] 両審議会はさらに、忠実な表現が第二に考慮されるべき特性であると結論づけた。目的適合的な現象に関する情報の描写が、それが表現しようとするものを忠実に表現しているのであれば、当該情報は意思決定に有用であろう」(FASB/IASB [2008] par. BC 2.56)。

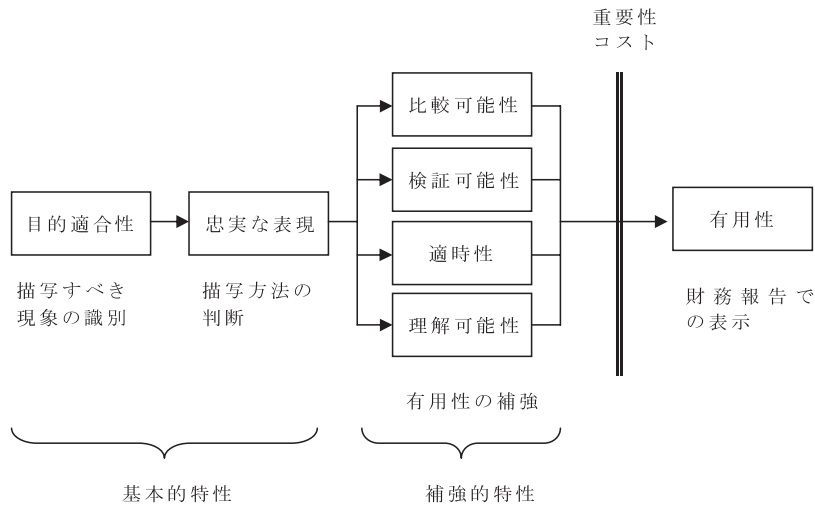


図2 2008年公開草案で提案された質的特性の相互関係
(出所) FASB/IASB [2008] により作成。

3 小括

以上の整理・検討を通じて明らかになった主要な論点として、ここでは差し当たり以下の諸点を確認しておきたい。

第1に、予備的見解においてなされた忠実な表現による信頼性の差替提案は、圧倒的多数の回答者による反対・批判意見の表明にもかかわらず、公開草案においても踏襲されているということである。しかも、次節でみるように、公開草案で示された忠実な表現の概念構成は、予備的見解で示されたそれよりも差替提案の趣旨をより徹底させたものとなっている。この事実は、近年の会計制度形成における記述的・帰納的特徴の後退(その限りでの規範的特徴の深化)を示す顕著な一例をなすものといえるであろう。

第2に、それにともなって、FASB 概念書第2号 (pars. 15 and 90) において定式化された目的適合性と信頼性のトレードオフ関係が解消され、当該関係に代わって目的適合性と忠実な表現の論理的序列関係(相互関係)が措定されているということである。この改訂案は、改訂草案の公式的な説明にもかかわらず⁸⁾、質的特性における「目的適合性の絶対的先行性」(津守

[2008] 11 頁) を、実質的に定式化するものとなっている⁹⁾。

第3に、公開草案においては基本的特性と補強的特性という2区分が提案され、質的特性の論理的序列の「精緻化」がそれなりに図られているということである。このことは、次節でみるように、忠実な表現の概念構成とその含意を理解するうえで重要な手掛かりを与えるものとなるであろう。

Ⅲ 忠実な表現の概念構成とその含意

改訂草案においてはなぜ、従来の信頼性に代えて忠実な表現を独立した質的特性(公開草案の用語に従えば「基本的な質的特性」)の1つとして位置づける必要があったのであろうか。この節では、この問題の検討を通じて、忠実な表現の概念構成とその含意を明らかにしていくこ

8) 本稿の脚注3で引用した予備的見解の記述(FASB/IASB [2006] par. QC 44)を参照されたい。

9) このことは、近年の会計規制の画一化傾向の背景をなす基礎概念の単純化傾向とも密接に関連しているといえるであろう。この点については、斎藤[2009] 119 頁, 134-135 頁を参照されたい。

とにしたいと思う。

1 忠実な表現と検証可能性の位置づけ

信頼性から忠実な表現への差替えを初めて公式的に提案した予備的見解では、その理由が、「フレームワークはどのようにすれば、信頼性の意味するものを最もよく伝達することができるであろうか」(FASB[2006] p. 43; IASB[2006] p. 71)¹⁰⁾ という問いに対する回答として提示されている。

予備的見解によれば、信頼性は実務において極めて多様な意味に理解されているのであって、「信頼性の意味を説明するためにさらなる努力を行うことは生産的でないと思われたために、両審議会は、その意図された意味をより明確に伝達する用語を別途検討することにした」(FASB/IASB [2006] par. BC2. 27) とされる。その検討の結果を、予備的見解は以下のように要約している。

「もし情報が意思決定に有用なものでなくてはならないとすれば、忠実な表現—すなわち財務報告における会計測定値または記述と、それらが表現しようとする経済的現象の対応または一致—は、不可欠のものである。現実世界の経済的現象を忠実に表現するには、会計的表現は完全で、中立的なものでなくてはならない。さらに、測定値または記述が重大な誤謬や偏向を含まず、それらが表現しようとするものを表現していると信頼できることを保証するために、検証可能性が必要とされる。以上のことから、忠実な表現は、信頼性の構成要素として既存のフレームワークに含まれているすべての特性を包括していると、両審議会は結論づけた」(FASB/IASB [2006] par. BC2. 28)。

以上とほぼ同趣旨の記述が、公開草案においても示されている (FASB/IASB [2008] pars.

BC2. 13-15)。しかし、当該差替提案 (忠実な表現の選択) に関連して、決定的に重要な意味を持つと思われるのは、予備的見解に対して寄せられたコメントについての対応を説明した公開草案の以下の記述である。前述したように、信頼性から忠実な表現への差替えという予備的見解の提案に対して、回答者の約 96% が反対意見 (73%) ないし批判意見 (23%) を表明していた (IASB [2007] par. 56)。

「ディスカッション・ペーパー (予備的見解をさす一引用者) に対する回答者の多くが、信頼性を忠実な表現に差し替えるという両審議会の予備的決定に対して否定的なコメントを表明した。しかしながら、それらのコメントにおいて、個々の回答者は、現行のフレームワークにおいて両審議会が信頼性について記述しているのとは異なる形で、信頼性の記述を行っていた。さらにまた、多くの回答者が、両審議会の理解する信頼性よりも検証可能性に近い形で、信頼性の記述を行っていた。こうしたコメントに接したことによって、信頼性を忠実な表現に差し替えるという決定を、両審議会はより強い確信をもって行うに至った。再審議の過程で、両審議会は、忠実な表現についてさらなる誤解が生じないようにするために、いくつかの措置を講じた。その措置とは、忠実な表現の構成要素として重大な誤謬を含まないことを明確に示すことと、忠実な表現の構成要素から検証可能性を排除することであった」(FASB/IASB [2008] par. BC2. 16)。

以上のことから、次の諸点を確認することができる。すなわち、第 1 に、既存の概念フレームワークで示された信頼性について多様な理解が実務界に広く存在しており、それが基準設定団体としての FASB/IASB にとって放置しえない問題となっていることが、両審議会が上記差替提案に向かう主要な背景事情をなしていたということである (後述参照)。第 2 に、信頼性が本来意図する意味をより明確に伝達しうる用

10) この問題設定は、公開草案 (FASB [2008] p. 26; IASB [2008] p. 46) においても踏襲されている。

表1 提案された質的特性とその構成要素の比較

2006年予備的見解	2008年公開草案
1. 目的適合性 予測価値, 確認価値, 適時性 2. 忠実な表現 検証可能性, 中立性, 完全性 3. 比較可能性 4. 理解可能性	基本的特性 1. 目的適合性 予測価値, 確認価値 2. 忠実な表現 完全性, 中立性, 不偏性 補強的特性 1. 比較可能性 2. 検証可能性 3. 適時性 4. 理解可能性

(出所) FASB/IASB [2006]; FASB/IASB [2008] により作成。

語を FASB/IASB が別途検討した結果, 「財務報告における会計測定値または記述」と「それらが表現しようとする経済的現象」の「対応」ないし「一致」を要請する忠実な表現が, 信頼性に代わる用語として選択されたということである。第3に, 当該改訂案に対する圧倒的多数の反対・批判意見は, FASB/IASB の当該改訂案に対する確信をむしろ強める方向に作用したのであって, 当該改訂案の趣旨をより徹底させるために, 忠実な表現の構成要素に不偏性(重大な誤謬を含まないこと)を追加する一方, 忠実な表現の構成要素から検証可能性を排除するという追加的措置が, 公開草案においては講じられたということである(表1参照)。

以上の検討から浮かび上がってくるのは, 信頼性から検証可能性の作用を極力排除しようとする FASB/IASB の意図である。その表出は, 予備的見解に対する反対・批判意見への対応において1つのピークに達する。すなわち, FASB/IASB は, 「多くの回答者が, 両審議会の理解する信頼性よりも検証可能性に近い形で, 信頼性の記述を行っていた」(FASB/IASB [2008] par. BC2. 16) ということを主要な理由の1つとして, 信頼性から忠実な表現への差替えの必要性を一段と強く認識するとともに, その提案趣旨をさらに徹底させるために忠実な表現の構成要素から検証可能性そのものを排除するという追加的措置を講じているのである。以

上の結果, 公開草案において忠実な表現は, 検証可能性の作用を差し当たり捨象したうえで, 「財務報告における会計測定値または記述」と「それらが表現しようとする経済的現象」の「対応」ないし「一致」を第一義的に要請する概念として再構成されることになっているのである。検証可能性は, それ自体の作用によっては有用性を担保することができないとされる補強的特性の1つとして位置づけられているに過ぎない(FASB/IASB [2008] pars. QC15 and QC25)。

2 信頼性に関する多様な解釈とその含意

FASB/IASB [2008] で示された以上の議論から, 「多くの回答者が, 両審議会の理解する信頼性よりも検証可能性に近い形で, 信頼性の記述を行っていた」ことが, 信頼性から忠実な表現への差替えと, 忠実な表現からの検証可能性の排除の主要な理由とされたことが確認できた。しかし, 両審議会の理解する信頼性よりも検証可能性に近い形で信頼性の記述を行うことが, なぜそれほどまでに問題となるのであろうか。

会計情報の評価規準としての質的特性をアメリカにおいて初めて公式的に提唱した AAA [1966] では, 目的適合性, 検証可能性, 不偏性, 数量化可能性という4つの質的特性¹¹⁾が提示され(p. 8), 原価情報と時価情報の比較優位

が、目的適合性と検証可能性のトレードオフ関係のもとで論じられている (pp. 28 and 30)。また、AAA [1966] のこうした議論を継承した FASB 概念書第2号においても、検証可能性を1つの構成要素とする信頼性の作用が、目的適合性とのトレードオフ関係のもとで議論されている (pars. 15 and 90)。このような経緯からすれば、検証可能性に重点を置いた信頼性の記述を行うことに、致命的な誤解が含まれているとは思われず、あるいはむしろそれは信頼性の本来の意味をふまえた記述とさえ評しうるものである。

この点について、FASB/IASB [2008] ではごく簡単な説明 (par. BC2. 28) が示されているだけで、そこから当該提案趣旨の全体像を知ることとはできない。しかし改訂草案の一連の関連文献を通覧すると、Johnson [2005]¹¹⁾ にこの問題に関するやや立ち入った記述があることが分かる。そこで以下では、Johnson [2005] の記述によりながら、当該提案趣旨の基底にあったと思われる会計思考を整理・検討していくことにしたい。

Johnson [2005] は、目的適合性と信頼性のトレードオフをめぐる FASB 構成団体関係者 (constituents) の解釈を、次のように論じている。「歴史的原価よりも公正価値を反映した財務諸表測定値〔の表示〕を要求するさいに審議会が検討してきたトレードオフの適切性を、とりわけ彼らは問題にしてきた。彼らの〔主張の〕基本的な前提は、歴史的原価は、公正価値ほど目的適合的でないにしても、信頼性がより高い

のは明らかであるということのようである。そのために、彼らは、目的適合性と信頼性のトレードオフにおいては、公正価値よりも歴史的原価を重視するべきであると主張している。」(Johnson [2005] p. 1)。

つまり、そこでは、目的適合性と信頼性のトレードオフの検討を通じて公正価値の優位性を主張してきた FASB の見解とは異なり、同じく目的適合性と信頼性のトレードオフの検討に依拠しながら歴史的原価の優位性を主張する関係者が存在することが問題とされているのである。改訂草案 (FASB/IASB [2006] par. BC2. 26 ; FASB/IASB [2008] par. BC2. 13) が、信頼性について「多様な解釈」が実務に存在するという場合の「多様性」は主として、こうした歴史的原価の優位性の主張と結びついた信頼性の解釈の存在を意味していることが、以上のことから理解されるのである。

Johnson [2005] (p. 2) はさらに、こうした解釈の存在に関連して、「信頼性を正確性と同一視していると思われる者もいるし、それを基本的に検証可能性を意味するものとみなしている者もいる」ことを問題にしている。そのうえで Johnson [2005] は、FASB 概念書第2号 (par. 63) に依拠して、信頼性の基本的な構成要素としての「表現の忠実性」(representational faithfulness) の意義を力説し、次のように述べている。「しばしば見過ごされているのは、表現の忠実性を備えるためには、会計上の測定値または記述は、たんなる会計上の概念ではなく、経済的現象すなわち経済的な資源および義務ならびにそれらに変動をもたらす取引を反映したものでなくてはならないということである。繰延費用や繰延収益が、資産たる経済的資源や負債たる経済的義務を反映していないのであれば、それらの描写は表現の忠実性を備えていない。かかる理由から、それらの描写は信頼性を欠き、したがって有用ではない」(Johnson [2005] p. 2)。

11) AAA [1966] (p. 8) では、周知のように、質的特性ではなく、「会計情報基準」(standards for accounting information) という用語が使われている。

12) 著者の L. T. Johnson は、FASB のシニア・プロジェクト・マネジャーであり、その一連の論考から、FASB/IASB [2006] および FASB/IASB [2008] の起草に深く関係していたと推察される。

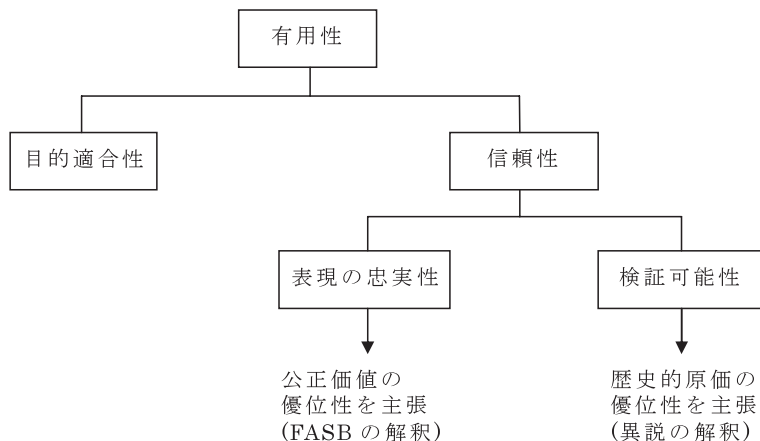


図3 目的適合性と信頼性のトレードオフに関する解釈の多様性
(出所) Johnson [2005] により作成。

すなわち、目的適合性と信頼性のトレードオフを検討するさいに、FASBは、検証可能性に重点を置く上記の関係者らとは異なり、表現の忠実性に重点を置く情報評価を行ってきたということが、以上のことから理解されるのである。Johnson [2005] の論点整理に従えば、この解釈の相違が、公正価値に優位性を認めるか、歴史的元価に優位性を認めるかの相違を生み出しているのである（図3参照）。このことは、信頼性の構成要素とされる検証可能性を解釈上どのように位置づけるかによって、信頼性の含意はもちろん、有用性の含意（有用な情報は歴史的元価か公正価値かの判定）さえも大きく異なってくるということを示しているのである。

3 直接的検証と間接的検証

以上の検討により、トレードオフを検討するさいに表現の忠実性を重視するか、検証可能性を重視するかの相違は、おおむね明らかになったと思われる。では、表現の忠実性ではなく、検証可能性に重点を置いたトレードオフの検討には、具体的にどのような問題があるのであろうか。

Johnson [2005] (p. 2) は、FASB 概念書第2号 (par. 81) の「検証の目的は、会計測定値が

表現しようとするものを表現していることについて、かなり高い程度の保証を与えることである」という記述を引用したうえで、検証可能性には、観察者間の合意、経済的現象および事象との対応の保証、直接的検証と間接的検証という3つの主要側面があると述べている。

周知のように、検証可能性が要請するのは、「ある測定者によって決定された会計測定値について、同じ現象の測定から同じ結果が基本的に得られることが、他の測定者によって確認または確認されなくてはならない」(Johnson [2005] p. 2) ということである。つまり、検証は、観察者間の合意を要求するものである。しかし、「観察者間の合意は、それ単独では評価することはできない。それは、経済的事物および事象との対応、直接的検証と間接的検証の比較考量にもとづいて評価されなくてはならない」(Johnson [2005] p. 2)。

Johnson [2005] (p. 2) によれば、会計情報が経済的現象および事物と対応していない場合、測定者のバイアス、測定のバイアス、または両方のバイアスが、その原因になっているとされる。測定者のバイアスには、非意図的なもの（測定者の技量の欠如等）と、意図的なもの（測定者の誠実性の欠如等）がある。これに対して、

「測定バイアスは、それが表現しようとするものを表現することに適さないような測定方法[……]を利用することから生じる」(Johnson [2005] p. 3)。

こうしたバイアスを判定するために Johnson [2005] で示されているのが、「直接的検証」(direct verification) と「間接的検証」(indirect verification) の比較考量である。この比較考量は、予備的見解 (FASB/IASB [2006] pars. S9, QC23 and QC25-26) および公開草案 (FASB/IASB [2008] par. QC21) においても取り上げられている。

直接的検証とは、会計測定値それ自体を、現金の有高、有価証券の市場価格、棚卸資産の有高のような現実世界の経済的現象によって直接的に検証するものである。これに対して、間接的検証とは、会計測定値を、同じ会計方法にもとづき、インプットの調査とアウトプットの再計算を行うことによって検証するものである。配分によって決定された棚卸資産計上額や減価償却費の検証が、その事例である (Johnson [2005] p. 3)。Johnson [2005] は、直接的検証と間接的検証を以上のように定義したうえで、次のような議論を通じて、直接的検証の優位性を主張している。

「直接的検証は、測定者のバイアスと測定のバイアスの両方を最小化する性質を持つ。これに対して、間接的検証は、測定者のバイアスだけを最小化する性質を持つのであって、会計方法や配分方法の選択が介在することから測定のバイアスについてはそうした性質を持たない。したがって、たとえ測定者間に合意があったとしても、表現しようとする経済的現象と対応しない測定値を会計方法がもたらすならば、間接的に検証された測定値は信頼性を欠くものとなる」(Johnson [2005] p. 3)。

Johnson [2005] はさらに、配分の問題点をより具体的に、次のように整理している。「間接的にのみ検証可能な測定値の事例は、配分に

よってもたらされるそれである。なぜならば、配分方法は、実体がかかわった市場取引に基礎をおく原始インプットと会計的アウトプットの間に、計算（または特定の項目や特定の期間に原価を割り当てる他の方法）を差し挟むからである。インプットや計算は検証可能かもしれないが、同じ手続きによって再計算し、それを適用する場合を除き、その結果としてもたらされるアウトプットは検証可能ではない。〔改行〕計算と配分を含む会計測定値の表現の忠実性は直接的に検証することができないので、多くの会計測定値の信頼性は、一般に思われているよりも著しく低い」(Johnson [2005] p. 3)。

こうした問題点を有する配分の典型例として、Johnson [2005] は減価償却会計を取り上げている。「項目の原価というインプットが与えられると、会計人は極めて正確に、当該項目の特定期間の減価償却費と、当該期末の正味簿価を計算することができる。さらに、他の会計人が、最初の会計人が使用したのと同じ原価、同じ期待耐用年数、同じ期待残存価値または公正価値、同じ減価償却法を使用するならば、その計算は、彼または彼女によって再現することができる。手続上の誤謬や計算間違いがないとすれば、2人の会計人は、同じ損益計算書計上額と貸借対照表価額を正確に計算することができるであろう」(Johnson [2005] pp. 3-4)。ところが、表現しようとしている現実世界の現象は何か、減価償却会計においては明らかにされていない¹³⁾。そのために、「当該測定値と現実世界の現象の対応関係を評価することができず、したがって減価償却会計のアウトプットについては表現の忠実性を判定することができないのである」(Johnson [2005] p. 4)。

以上の議論を通して、Johnson [2005] (p. 4)

13) Johnson [2005] (p. 4) では、減価償却会計が内包するこうした問題を示す事例として、AIA [1953] (par. 54) が引用されている。

は、「正確性は、概念書第2号で示された信頼性の構成要素ではない」と結論づけている。そこでいう「正確性」が、間接的検証に依拠した検証可能性と密接に関連した概念として位置づけられていることは、以上の検討から明らかというべきであろう。

4 制度設計のアンカーとしての経済的現象

改訂草案とりわけ公開草案で示された質的特性の改訂案は、信頼性の評価過程からの検証可能性の排除という指向性を有するものであったが、その指向性の基底にあるのは、実務に広くみられる信頼性の解釈の「多様性」を解消しようとするFASB/IASBの意図であった。その解釈の「多様性」は、間接的検証に依拠した検証可能性や測定の正確性を相対的に重視する観点を包含するものであった。かかる観点のもとでは、歴史的原価の配分にもとづく会計測定が容認され、あるいはむしろ推奨されることになる。そうした会計測定からは計算擬制的項目と組織的配分額が生み出され、それにとまって「財務報告における会計測定値または記述」と「それらが表現しようとする経済的現象」の乖離が生じる。Johnson [2005] が指摘するところによれば、その乖離を解消することこそが、概念フレームワーク共同プロジェクトの主要課題の1つであった。

以上の点と関連して見逃せないのは、公開草案で新しく提示された忠実な表現は、その構成要素から検証可能性が排除されたことによって、目的適合性を牽制する概念というよりもむしろ、目的適合性に相乗的作用を及ぼす概念として再構成される結果になっているということである。

既述のように、忠実な表現は、検証可能性の作用を差し当たり捨象したうえで、「財務報告における会計測定値または記述」と「それらが表現しようとする経済的現象」の「対応」ないし「一致」を第一義的に要請する質的特性とし

て提示されている。

ところが、Johnson [2005] (p. 4) によれば、「FASBは、公正価値情報は歴史的な原価情報よりも投資者および与信者にとって目的適合的であるとの判断から、財務諸表での公正価値測定のより広範な利用を要求してきた。こうした情報は、報告実体の現在の財政状態をよりよく反映しており、報告実体の過去の業績および将来の見通しの評価をより容易にする」とされる。すなわち、Johnson [2005] においては、公正価値情報が「報告実体の現在の財政状態をよりよく反映」しているということが目的適合性の観点から主張され、FASBはそれを1つの拠り所にして公正価値測定を制度設計において選好してきたと説明されているのである。つまり、忠実な表現の観点からはもちろん、目的適合性の観点からも、経済的現象（報告実体の財政状態）の忠実な表現（よりよい反映）が、財務報告に対して要請されるという関係が、FASB関係者の想定する質的特性の論理的序列においては含意されているのである¹⁴⁾。このことは、目的適合性を牽制する要素が質的特性には基本的に存在せず、その限りで今後の制度設計においては目的適合性が暴走する可能性が生じているということを示唆しているのである¹⁵⁾。

それはさておき、以上にみるFASB関係者の主張は、制度設計のアンカーを現実世界の経済的現象に求めようとしている点で、軌を一にしている。じつは、こうした考え方が、制度設

14) 第2節でみた目的適合性と忠実な表現の論理的序列は、以上のような同義反復的な要素を含むという意味で、不完全な序列になっているといえるであろう。この点については、斎藤 [2009] (119頁) の以下のような指摘が参考になる。「表現の忠実性がレリバンスを保障するとか、レリバントな経済事象が公正価値を含意しているというのであれば、2つの要件を並列させる意味はない」。

15) この点については、津守 [2008] 13頁；桜井 [2009] 22頁を参照されたい。

計に対する FASB の一貫した基本姿勢をなすものであった。本稿で検討してきた概念フレームワーク共同プロジェクトそれ自体も、FASB のそうした基本姿勢に主導された取組みに他ならず、したがって改訂草案で示された一連の改訂案の本質をより深く理解するためには、FASB の当該基本姿勢を多少なりとも立ち入った形で再検討することが避けて通れない次の課題となるのである。

Ⅳ 資産負債アプローチにおける根源的要請としての忠実な表現

制度設計に対する FASB の基本姿勢を体現しているのは、既述のように、資産負債アプローチと称される周知の会計観であった。そこで、この節では、FASB が資産負債アプローチを採用するに至った歴史的経緯にもふれながら当該アプローチの意義を再確認することを通じて、改訂草案で示された一連の改訂案の本質に接近していくことにしたいと思う。

1 概念的根源性を指示する会計観としての資産負債アプローチ

Johnson [2004b] では、会計観の選択問題の発端が次のように要約されている。「財務諸表要素の定義を確立するさいに、審議会（FASB をさす—引用者注）は、どの定義が概念的根源性を有するかを決定するという課題に直面した。基本的な選択肢は、『収益費用アプローチ』および『資産負債アプローチ』として定式化された。簡単に言うと、前者の選択肢は、収益と費用に概念的根源性を認め、資産と負債の定義をそれらの定義に基礎づけようとするものである。後者の選択肢は、それとは逆のことは行おうとするものである」（Johnson [2004b] p. 1）¹⁶⁾。

ここで「概念的根源性」（conceptual primacy）とは、他のすべての要素の意味を規定する意味をある要素が持つことをいう（Gellein

[1992] p. 198）。すなわち、ある要素に概念的根源性が認められたならば、当該要素の意味にもとづいて他のすべての要素の意味が演繹的に決定される。その結果、「厳密に定義された整合的かつ一体的な一組の概念」（Johnson [2004b] p. 1）の体系が形成されることになる（と期待される）のである¹⁷⁾。

改めて指摘するまでもなく、上記の会計観の選択問題において FASB が選択したのは資産負債アプローチであった。換言すれば、当該選択にあたって概念的根源性を付与されたのは、資産および負債（第一義的には資産）であった。かかる選択がなされた経緯と理由を、Storey and Storey [1998] は以下のように述懐している¹⁸⁾。

「審議会の初期の経験を通して、利益とその構成要素の定義に依拠した資産・負債の定義は機能しないということを、審議会は確信した。既述のように、研究開発費の成果を資産と見なし得るかどうか、また自家保険引当金を負債と

16) 収益費用アプローチと資産負債アプローチの基本的な概念構成とその特徴については、藤井 [1997] 第2章で筆者なりの整理・検討を行っている。

17) FASAC [2004] (p. 3) でも、概念的根源性について同様の議論がなされている。

18) Storey and Storey [1998] (pp. 79-80) の以下の記述は、会計観の選択の経緯と理由を説明するものとして、複数の概念フレームワーク共同プロジェクト関連文献 (FASAC [2004] pp. 4-5; Johnson [2004b] p. 2; Bullen and Crook [2005] pp. 4-5) において引用されている。ちなみに、Storey and Storey [1998] の著者の1人である Reed K. Storey は、1974年まで AICPA の調査研究部長を務め、APB の運営において中心的な役割を担ったとされている (Miller and Redding [1988] p. 46)。また、Storey and Storey [1998] の執筆当時、彼は、FASB のシニア・テクニカル・アドバイザーを務めていた (Storey and Storey [1998] p. v)。こうした経歴から、彼は、創設期の FASB の活動を熟知する立場にあったといえる。

見なし得るかどうかを審議会が判断するさいに、こうした定義はほとんど役に立たないことが明らかになった。なぜならば、これらの定義は、ほとんどすべての借方残高を資産とし、ほとんどすべての貸方残高を負債とすることを容認するものとなっているからである」(Storey and Storey [1998] p. 79)。

「審議会は、資産と負債の原初的な定義を所与とすることなく収益と費用を定義づけることが可能かどうかを検証しようと試みた。審議会は、経済的な資源と義務(すなわち資産と負債)から完全にまたは部分的に独立し、かつまた概念フレームワークの全般に適用することが可能な収益と費用の明確な定義を、討議資料(FASB [1976] をさす—引用者注)への回答者に対して、参考として提示するよう要請した〔……〕。適正な対応や利益の非歪曲性といった主観的な指針に依拠することなくそれを行うことのできる回答者が一人もいなかったということは、審議会が最終的に収益費用アプローチを棄却する1つの主要な理由になった」(Storey and Storey [1998] p. 79)。

つまり、資産負債アプローチの代替的選択肢として提示された収益費用アプローチは、財務諸表要素について「厳密に定義された整合的かつ一体的な一組の概念」を導出できないという点(論理性)においても、項目の貸借対照表能力の判定基準として機能しないという点(機能性)においても、致命的な欠陥があるというのが、会計観の選択にあたってFASBが下した収益費用アプローチに対する評価であったと、Storey and Storey [1998] は述べているのである。Storey and Storey [1998] (p. 80)によれば、かかる欠陥を内包していることから、「収益費用アプローチは、解決策の一部であるというよりも、問題の一部であると、審議会は考えた」とされる。

「これに対して、審議会の「選択した」資産および負債の定義は、他のすべての構成要素に含

みうるものを限定するものであった。すなわち、資産負債アプローチという審議会の選択は、資産および負債の母集団を、企業の基本的な経済的資源と義務に限定するものであった。そこから導かれる定義は、資産および負債として計上しうるもののみならず、利益に算入しうるものに対しても、限定ないし制約を課すものである。利益とその構成要素—すなわち収益、費用、利得、損失—の定義を満たす項目だけが、企業の富を増減させるものとなる」(Storey and Storey [1998] p. 80)。

その後、国外の主要な基準設定団体がFASBの経験に倣い資産負債アプローチに依拠した概念フレームワークを設定したことや、SOX法(2002年企業改革法)第108条第(d)項にもとづいて議会に提出されたSEC研究報告書(SEC [2003] III.B)において資産負債アプローチに依拠した基準設定が改めて推奨されたことをもって、Johnson [2004b] (p. 2)は、資産負債アプローチの選択というFASBの決定が広く支持されたものとしている。

2 APBの失敗とその教訓——記述的制度設計から規範的制度設計への転換——

(1) APBステートメント第4号における循環定義

Storey and Storey [1998] (p. 79)において、「ほとんどすべての借方残高を資産とし、ほとんどすべての貸方残高を負債とすることを容認するもの」とされた定義の最もよく知られた事例は、APBステートメント第4号(APB [1970])で示されたそれであった。事実、Johnson [2004a] (p. 4) ; [2004b] (p. 3)では、同ステートメントで示された定義がそのような事例として取り上げられている。その定義は、以下のようなものである。

「〔資産とは〕一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定される企業の経済的資源である。資産にはまた、資源ではないが、一般に認

められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延費用も含まれる」(APB [1970] par. 132)。「[負債とは] 一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定される企業の経済的義務である。負債にはまた、義務ではないが、一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延収益も含まれる」(APB [1970] par. 132)。

ある項目が資産(負債)であれば当該項目は貸借対照表の借方(貸方)に計上されるが、APB ステートメント第4号で示された上記の定義によれば、資産(負債)には経済的資源(義務)の他に、「一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延費用(繰延収益)」も含まれるとされる。つまり、この定義は、繰延費用(繰延収益)の本質が何であるかが明らかにされない限り、資産(負債)と借方項目(貸方項目)が相互规定的に循環するいわゆる「循環定義」(circular definition)になっているのである(Johnson [2004b] p. 3)。「APB ステートメント第4号は、財務諸表がどのようなものであるべきかということよりも、当時の財務諸表がどのようなものであるかということに焦点を当てたものであり、『基本的には記述的なもので、規範的なものではなかった』」

(Johnson [2004a] p. 4) とされるゆえんである。

(2) APB による規範的会計原則設定の試みとその帰結

とはいえ、APB が規範的な会計原則の設定に関心だったわけでは決していない¹⁹⁾。AICPA 研究計画特別委員会の1958年報告書(AICPA [1958])の提言²⁰⁾にもとづいて、APB は会計公準と会計原則に関する研究の実

施を会計調査研究部に指示した。その研究成果として公表されたのが、会計研究叢書第1号(Moonitz [1961])と第3号(Sprouse and Moonitz [1962])であった。これらの研究成果(なかんずく Sprouse and Moonitz [1962])においては、概念的根源性を「期待される将来の経済的便益」(expected future economic benefits)たる資産に求める立場が明確に表明されており、その後 FASB 概念フレームワークで示されることになる定義の萌芽的要素をそこに多数観察することができる²¹⁾。しかし、その諸提案は、当時の GAAP からすると過度に急進的なものとされ²²⁾、したがって APB はこれを棄却することになる。

他方、1960年代のAPBの基準設定活動は実務界からの強い圧力に晒され、とりわけ研究開発費、利子費用、ソフト開発費、投資税額控除等の領域で、会計の政治化を断続的に発生させていた。そうした状況のもとで、AICPA は会計原則設定計画の再検討を行うために、1964年にAPB 意見書特別委員会を設置した。当該委員会の勧告(AICPA [1965])に対する回答として公表されたのが、じつは上掲のAPB ステートメント第4号であった。同ステートメン

20) この報告書の提言にもとづいて、会計手続委員会(CAP)が解消され、1959年4月に新しい基準設定団体としてAPBが設立された。CAPは首尾一貫したルール設定活動を行うことができなかったという反省が、APB設立の主要な理由の1つであった。Miller and Redding [1988] p. 52; 佐藤・新井 [1962] 6-7頁。

21) この点については、藤井 [1997] 第3章で、筆者なりの紹介と検討を行っている。

22) Sprouse and Moonitz [1962] (pp. 60-83) に収録された関係者の一連のコメントを参照されたい。コメントを寄せた9名のうち7名が、同試案の提案に対して明確な反対意見を表明している。これら2つの会計研究叢書は、APB ステートメント第1号(1962)によって正式に棄却された。Miller and Redding [1988] p. 52。

19) APB の会計原則設定活動に関する以下の記述は、Miller and Redding [1988]; Gore [1992]; Johnson [2004a]; 佐藤・新井 [1962] に依拠している。

トの公表は会計原則の成文化を推進する作業の一環として取り組まれたものであり、「啓蒙」と「改革」を主要な目的としたものであったが（APB [1970] pars. 1-2）、APBによる規範的な会計原則の設定を促進するというAICPAの意図からすれば、同ステートメントで示された財務諸表要素の定義はむしろ「APBの失敗」を意味するものであった。

APBの基準設定活動に対する審議会内外の批判を受けて、AICPAは、会計原則設定のあり方と財務諸表の目的に関する検討を行うべく、1971年に2つのスタディ・グループを設置した。F. M. Wheatを主査とするスタディ・グループと、R. M. Truebloodを主査とするスタディ・グループである。これらのスタディ・グループによってなされた諸提案が、FASBの設立と概念フレームワークの形成につながったのであった²³⁾。

(3) 資産負債アプローチの根源的要請としての忠実な表現

財務諸表要素の範囲を限定しうる規範的会計ルールを設定しようとするれば、APBステートメント第4号にみられるような財務諸表要素の循環定義を何らかの形で解消しなくてはならない。アメリカ会計人たちが構想したのは、現実世界の経済的現象である経済的資源・義務をアンカーにして財務諸表要素の範囲を限定するという解消策であった。この場合、経済的資源・義務を資産・負債の本質と定義すれば、資産・負債を概念的根源とする「厳密に定義された整合的かつ一体的な一組の概念」の体系が演繹的に誘導されることになる。それはまさしく、資

産負債アプローチの基本的論理構成に他ならない（津守 [2002] 第4章；藤井 [1997] 第2章）。すなわち、資産負債アプローチにおいては、「財務報告における会計測定値または記述」と「それらが表現しようとする経済的現象」の「対応」ないし「一致」、すなわち忠実な表現が、当該アプローチの成立そのものを支える根源的要請となっているのである（図4参照）²⁴⁾。

本節2(2)で概観したように、APBの歴史は、規範的な会計制度設計の失敗の歴史であった。Johnson [2004a] (p. 2) によれば、「APBが結局そのミッションを効果的に達成できなかったのは、何にもまして、首尾一貫した一体的なフレームワークが欠如していたからである」とされている²⁵⁾。その失敗をふまえて、新たな基準設定団体として1973年にFASBが創設され、概念フレームワークの設定作業が開始されると同時に、その概念的基礎として資産負債アプローチが選択された。そして今日、会計基準のコンバージェンスの局面を迎えて、FASB/IASBは資産負債アプローチの意義を再確認するとともに、当該アプローチの本来の趣旨をより徹底させる形で概念フレームワークの改訂作業を進めようとしているのである。このことは、APBの失敗の教訓として、記述的制度設計から規範的制度設計への制度設計方式の転換を今まで以上に明確なものにし、規範的制度設計を今後さらに一層強力に推し進めていこうとす

24) 資産負債アプローチのこうした本来の趣旨からすれば、目的適合性よりも、忠実な表現の方が、より本質的な質的特性となるであろう。また、忠実な表現のかかる要請のもとでは、計算擬制の項目が会計的認識・測定対象から排除されるだけでなく、経済的資源・義務を表すにもかかわらずオフバランス処理されてきた項目（たとえばリース資産・負債やデリバティブ等）が新しく会計的認識・測定対象に取り込まれることになる（藤井 [1997] 52頁）。

25) 同様の指摘が、FASAC [2004] p. 3でもなされている。

23) Trueblood スタディ・グループは、その研究成果としてAICPA [1973] を公表している。そこでは、財務諸表の目的や報告の質的特性が提示されている。これらは、FASB 概念書第1号および第2号の萌芽的形態を示すものといえるであろう。

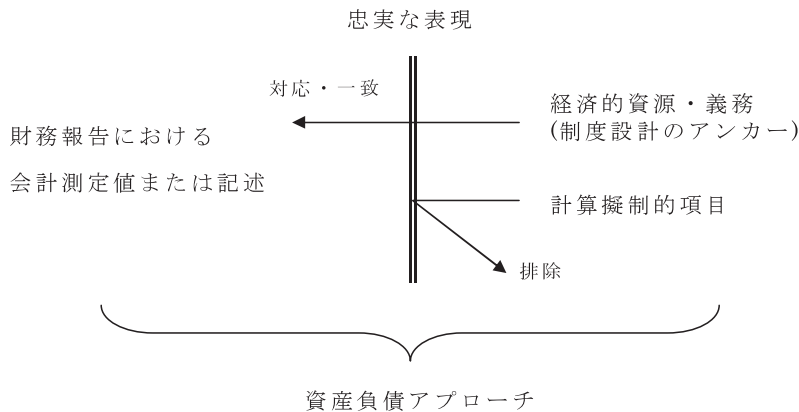


図4 資産負債アプローチの根源的要請としての忠実な表現の機能
(出所) Johnson [2004a] ; [2004b] により作成。

る FASB/IASB の強固な決意を物語っているといえるであろう²⁶⁾。信頼性から忠実な表現への差替えと、忠実な表現からの検証可能性の排除という改訂案は、会計制度形成のそうした方向性を象徴的に示唆するものとなっている。改訂草案で示された一連の改訂案の本質は、このような点に見出すことができるであろう。

V おわりに

以上によって、改訂草案で提示された忠実な表現の概念的検討を通じて、会計制度形成の現代の特徴と展開方向を筆者なりに明らかにしていくという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

FASB/IASB は、質的特性に関する再改訂案を提示した公開草案に対するコメントを、2008 年 9 月 29 日を期限として募集し、2008 年 11 月 12 日までに 139 通のコメントレーターを受け取った²⁷⁾。その内容を分析した IASB [2008] によれば、「回答者の過半数は、忠実な表現を基本

的な質的特性の 1 つとすることに賛同しているが、彼らの多くはさらに、信頼性という用語を忠実な表現という用語に差し替えることについて両審議会は十分な説明を行っていないと考えられると、述べている」(IASB [2008] par. 51)。

ところが、回答者のこのような多数意見を押し切る形で、FASB/IASB は 2010 年 9 月に、フェーズ A の最終成果として改訂概念フレームワーク (FASB/IASB [2010]) を公表した。そこでは、公開草案におけると同様、忠実な表現は目的適合性とならんで、基本的特性の 1 つとして位置づけられている (FASB/IASB [2010] par. QC5)。すなわち、信頼性を忠実な表現に差し替えるという予備的見解以来の FASB/IASB の当初方針は、改訂概念フレームワークの策定作業においても堅持され、当該提案は、その他の質的特性とその構成要素に関する諸提案と併せて、ほぼそのままの形で正式文書化されたのであった。予備的見解から公開草案に至る過程で観察されたトップダウン型の対応 (コメントレーターで表明された多数意見の全面的棄却、その限りでのデュー・プロセスの形

26) 具体的には、これまで断続的に提唱されてきた全面公正価値会計の導入が、今後より系統的かつ強力に主張されるようになることが予想される。この点については、桜井 [2009] 22-23 頁を参照されたい。

27) その後若干の追加があり、IASB の公式サイト情報によれば、2009 年 2 月 5 日時点におけるコメントレーターの総数は 142 通となっている。

骸化)が、公開草案から改訂概念フレームワークに至る過程においても観察されたのである。このような制度形成が図られた理由については、続稿(藤井[2011])で多少なりとも立ち入った検討を行うことにしたい。

参考文献

- AAA [1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 飯野利夫訳 [1969]『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房。
- AIA [1953], Committee on Terminology, *Review and Résumé*, Accounting Terminology Bulletins No. 1.
- AICPA [1958], "Report to Council of the Special Committee on Research Program," *The Journal of Accountancy*, Vol. 106, No. 6, pp. 62-68.
- [1965], "Summary of the Report of the Special Committee on Opinions of The Accounting Principles Board," *The Journal of Accountancy*, Vol. 119, No. 6, pp. 12, 14 and 16.
- [1973], Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 川口順一訳 [1976]『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館。
- APB [1970], *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of the Accounting Principles Board No. 4, AICPA, 川口順一訳 [1973]『アメリカ公認会計士協会・企業会計原則』同文館。
- Bullen, H. G. and K. Crook [2005], *Revisiting the Concepts: A New Conceptual Framework Project*, FASB/IASB.
- FASAC [2004], *Revisiting the FASB's Conceptual Framework*, March 2004.
- FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, 津守常弘監訳 [1997]『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- [1980], *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, 森川八洲男監訳, 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳 [1988]『現代アメリカ会計の基礎概念——FASB財務会計概念報告書——』白桃書房; 平松一夫, 広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念』増補版, 中央経済社。
- [2009], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Information Page, Latest Revisions: As of 17, June 2009.
- FASB/IASB [2006], FASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1260-001, July 6, 2006; IASB, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Discussion Paper, July 2006.
- [2008], FASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft, Financial Accounting Series, No. 1570-100, May 29, 2008; IASB, *Exposure Draft of An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May 2008.
- [2010], FASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- Gellein, O. S. [1992], "Primacy: Asset or Income?" in G. J. Previts (ed.), *Research in Accounting Regulation*, Vol. 6, JAI Press Inc., pp. 197-199.
- Gore, P. [1992], *The FASB Conceptual Framework Project 1973-1985: An Analysis*, Manchester University Press.
- IASB [2007], *Conceptual Framework, Phase A: Objective of Financial Reporting and Qualitative*

- Characteristics—Comment Letter Summary (Agenda Paper 3A)*, Information for Observers, 20 February 2007.
- [2008], *Conceptual Framework, Comment Letter Summary: Objectives and Qualitative Characteristics (Agenda Paper 2A)*, December 2008.
- IASC [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 国際会計基準委員会 [1989]『財務諸表の作成表示に関する枠組み』。
- Johnson, L. T. [2004a], “The Project to Revisit the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2004b], “Understanding the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, 2004.
- [2005], “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, February 28, 2005.
- Miller, P. B. W. and R. J. Redding [1988], *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, 2nd ed., Irwin, 高橋治彦訳 [1989]『The FASB: 財務会計基準審議会——その政治的メカニズム——』同文館。
- Moonitz, M. [1961], *The Basic Postulates of Accounting*, Accounting Research Study No. 1, AICPA, 佐藤孝一, 新井清光共訳 [1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社。
- SEC [2003], Office of the Chief Accountant Office of Economic Analysis, United States Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, Submitted to Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the United States Senate and Committee on Financial Services of the United States House of Representatives, Modified: 07/25/2003.
- Sprouse, R. T. and M. Moonitz [1962], A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises, Accounting Research Study No. 3, AICPA, 佐藤孝一, 新井清光共訳 [1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社。
- Storey, R. K. and S. Storey [1998], *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Special Report, (財企業財務制度研究会訳 [2001]『財務会計の概念および基準のフレームワーク』COFRI 実務研究叢書, 中央経済社。
- Zeff, S. A. [1995], “A Perspective on the U.S. Public/Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 1, pp. 52-70.
- 斎藤静樹 [2009]『会計基準の研究』中央経済社。
- 桜井久勝 [2009]「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』第 61 巻第 2 号, 18-25 頁。
- 佐藤孝一, 新井清光 [1962]「解説」佐藤孝一, 新井清光共訳 [1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社, 5-23 頁。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- [2008]「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第 60 巻第 3 号, 4-14 頁。
- 藤井秀樹 [1997]『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- [2011]「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号, 17-40 頁。